

# 2023年度 事業報告書

特定非営利活動法人 なんみんフォーラム

## 1 事業の成果

2023年末、世界全体の強制移動の数は1億2,000万人に達し、引き続き過去最大規模となった。日本においては、新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策の緩和により難民申請者数が10,051人(前年比約266%増)に上り、特に、新規入国者について、難民申請してから政府の支援を受けるまでの間に極度の困窮に陥る事例が報告された。2023年の難民認定者総数303人のうち237人はアフガニスタン出身者であり、2022年に続き、その他の出身国の保護状況には大幅な改善が見られていない。一方で、官民それぞれによるウクライナ避難民の受け入れや、その他の出身国の人々についても、日本語学校や大学による受け入れや、雇用を通じた受け入れ事例などが報告されており、個々に渡航する庇護希望者に留まらず、日本での受け入れの経緯や一人ひとりのニーズは多様化している。

また、2021年に廃案となった「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が、2023年3月に国会へ再提出され、弁護士会、国際人権NGO、難民/在日外国人/困窮者支援団体、日本ソーシャルワーカー連盟、アカデミア、宗教界、前科者等の支援者ら等、国内の関係機関から懸念の声があがり、その数は60を超えた。また、改正法案審議中の2023年4月18日には、2021年に続き、国連の特別報告者らから、日本政府に公開書簡が送られ、アジア太平洋難民の権利ネットワーク(APRRN:Asia Pacific Refugee Rights Network)からも再考を求める声明が発表された。法案は、一部修正と附帯決議をもって、2023年6月に参議院本会議で可決され、国際法の遵守や、権利保障、実務の観点において、依然として多くの懸念が残った。同改正法の一部施行として、2023年12月に補完的保護対象者認定制度が開始され、年明けには補完的保護対象者認定を受けた者への政府による定住支援の案内も開始された。

日本が共同議長国として参加した第2回グローバル難民フォーラム(GRF)へは、様々な国内のアクターから40を超えるプレッジが提出され、アジア太平洋地域のプレッジ総数が約150であったことを鑑みると、日本からの積極的な国際社会への連帯と貢献が見られた。開会式に登壇した上川陽子外務大臣からは、第三国定住制度の継続や補完的保護対象者認定を受けた者への支援、日本政府による教育を通じた受け入れの拡充、NGOや企業、大学との連携に取り組んでいく旨を発表した。

こうした国内外の動向を鑑み、FRJはネットワークの立場から、以下の活動に取り組んだ。

### (1) 個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業

FRJは、法改正をはじめとする政府・省庁の取り組みや、出入国管理及び難民認定法(以下、入管法)改正の動き、グローバル難民フォーラム等の国際的な動き、国内の各ステークホルダーの動きについて情報収集を随時行い、加盟NGOをはじめ、個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOや実務家との情報交換の場、勉強会等の機会提供に取り組んだ。

### (2) 個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業

#### ① 「収容代替措置」プロジェクトの実施

FRJは、2012年より、法務省および日本弁護士連合会(以下、日弁連)と、空港において何らかの理由により通常の上陸許可が得られない庇護希望者を対象に、収容を回避する取り組みを行っている。対象となったケースへは日弁連が弁護人を手配し、FRJが住居の提供及びケースワークを実施している。2023年度は、14名が入管当局からの許可を受け、地域での生活に移行することができた。

## ② 個々の庇護希望者及び難民のためのポスター・リーフレットの作成

全国7カ所の空港に設置している難民認定制度やNGOホットラインを庇護希望者に伝えるポスター及びリーフレット、また入国した庇護希望者への情報提供のためのリーフレットについて、加盟NGOと協力し、改定作業に取り組んだ。

## (4) 庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業

### ① 出入国管理及び難民認定法の改正に関する取り組み

2023年3月に国会へ再提出されたに廃案となった「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」(以下、2023年入管法案)について、アドボカシーに取り組んだ。具体的には、G7サミットに合わせて、2023年5月1日に広島で行われたNGO合同記者会見(共催:アジア太平洋難民の権利ネットワーク(APRRN)、ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本、全国難民弁護団連絡会議、RAFIQ)に協力し、入管法改正の問題点を国際社会に訴えた。

また、2021年に続き、2023年4月に監理措置に関する支援関係者への意見聴取を行い、国会で多く取り上げられた。2023年4月から7月にかけては、入管法改正に関する報道、市民社会の声明や意見書のリストを作成・更新し、ウェブサイト、SNS、メーリングリストを通じて共有を行うことで、入管法改正への社会的関心や市民社会の活動の認知の向上に取り組んだ。

### ② 三者協議会

2012年の法務省および日弁連との覚書締結に基づいて、脆弱な難民申請者への対応に関する協議のため、難民問題に関する三者協議会の元に作業部会を開催し、運用改善に関する協議を行った。

### ③ 外務省との協議

2009年からの継続的な定期協議として、1月に外務省と保護措置等に関する意見交換会を開催した。難民申請者を対象とした保護措置を所管する外務省人権人道課、事業委託先の難民事業本部、FRJ加盟団体から合計12名が出席し、三者それぞれに取り組み状況の報告を行い、意見交換を実施した。

### ④ 国内でのネットワーキングとセクターを超えた連携の促進

移住労働者と共に生きる・ネットワーク九州の会員団体として、九州地方の難民支援関係者とも、連携や協力を継続し、福岡入管および大村入管との意見交換会にFRJから代表者を派遣した。

また、日本が第2回グローバル難民フォーラム(GRF)共同議長国への就任が発表され、機会活用に向けて情報収集と市民社会への情報提供を行った。2023年11月に行われたGRF参加者間でのプレミーティング、2024年1月のフォローアップミーティング(いずれも主催は外務省およびUNHCR駐日事務所)出席し、NGOのGRFへの関与について共有するなど、ネットワークNGOの立場から、社会全体によるアプローチの強化に取り組んだ。

### ⑤ 海外の難民支援関係者との連携

アジア太平洋難民の権利ネットワーク(APRRN)、国際拘禁連盟(IDC)のネットワーク、アジア太平洋地域の国連機関やNGO間の収容代替措置に関するワークストリームに引き続き参加し、9月にはタイ・バンコクで行われたAPRRNの総会に理事と事務局で参加した。FRJ事務局はAPRRNの東アジアワーキンググループの副議長に再任し、ワーキンググループのリードに取り組んだ。2023年12月には、一般社

団法人ウェルカムジャパン主催のオンラインシンポジウム「Welcome Japan Symposium 2023」に協力し、東アジアワーキンググループの連携として、日本、韓国、香港、台湾のNGOや難民当事者をゲストに招き、パネルディスカッションを行った。

また、第三国定住に関する国際会議(ATCR: Annual Tripartite Consultation)の国別NGOフォーカルポイントとして、6月の本会議および2月のワーキンググループに際して、NGOや難民当事者、企業の参加者の参加準備や資金調達の支援、日本のNGOによる第三国定住と補完的受け入れに関する日本の取り組みについて、共同でのレポートの取りまとめ役となり、議長および各国からの参加者との情報共有に取り組んだ。

さらに、2023年12月にはスイス・ジュネーブで行われたスイス・ジュネーブでの第二回GRFに一般社団法人ウェルカムジャパンの代表団の一員として参加し、各国NGOとのネットワーキングや意見交換に取り組んだ。準備期間中は、GRFに関する国際的あるいはアジア太平洋地域レベルの動きについて情報収集に取り組み、国内ステークホルダーに対して、実施中あるいは計画中の取り組みのプレッジ(宣言)を含むGRFへの参画機会について情報提供を行った。また、帰国後には、GRFの成果や課題について、FRJ加盟NGOやその他の国内ステークホルダー、アジア太平洋地域のNGO等への共有に取り組んだ。

(5) 難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業

ウェブサイトやSNSを運営し、日本の法制度の課題、難民に関する国内外の動向や、加盟団体やFRJの活動、難民当事者に向けた制度やサービス、プログラムなどに関する情報発信を行なった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 5,400 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業」(定款5条(1)に掲げる活動)	緊急課題に関する討議など	2023年4月1日～2024年3月31日	全国	FRJ会26団体	在日難民および難民認定申請者	3万人以上	932
「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」	収容代替措置プロジェクトの実施、難民・難民申請者のための緊急シェルターの運営、Support-Rでの一次相談対応や支援の調整、ウクライナ避難民のためのアニメーションの作成など	2023年4月1日～2024年3月31日	全国	FRJ会26団体	在日難民および難民申請者	3万人以上	2034

(定款5条(2)に掲げる活動)							
「庇護希望者及び難民支援に関する期間との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」(定款5条(4)に掲げる活動)	出入国管理及び難民認定法の改正に対するアドボカシー、法務省及び日本弁護士連合会との難民問題に関する三者協議会の開催、保護措置に関する外務省との協議、国内関係者との連携や意見交換の促進、海外NGOとの連携など	2023年4月1日～2024年3月31日	全国	FRJ会 26団体	在日難民および難民申請者	3万人以上	952
「難民問題に関するホームページ、機関誌の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業」(定款5条(5)に掲げる活動)	日本の法制度の課題、難民に関する国内外の動向や、加盟団体やFRJの活動、難民当事者に向けた情報など、オンラインでの情報発信	2023年4月1日～2024年3月31日	全国	FRJ会 26団体	難民および難民申請者	3万人以上	933

(2) その他の事業

(事業費の総費用【       】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)